

東京都小児緩和ケア等が必要な子供に関する調査に係る協議会設置要綱

令和 8 年 4 月 21 日付 8 福祉子母第 68 号福祉局長決定

(目的)

第 1 条 こども家庭庁が定めるこどもホスピス支援モデル事業実施要綱（令和 7 年 2 月 19 日付こ成環第 55 号）に基づき、東京都が小児緩和ケア等が必要な子供やその家族について、生活実態やニーズ等を把握するため、関係者との連絡調整、意見交換を目的とした協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会では、次の各号に掲げる事項について委員と意見交換を行う。

- (1) 小児緩和ケア等が必要な子供やその家族について、東京都が実施する生活実態やニーズ等を把握するための調査に関すること
- (2) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者その他小児緩和ケア等が必要な子供に関し知見を有する者のうちから、福祉局長が委嘱して構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療・福祉関係者
- (3) 教育機関の者
- (4) 患者等団体の者
- (5) その他本協議会において必要と認められる者

2 委員の任期は、委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(謝金)

第 4 条 委員が協議会に出席したときは、謝金を支給する。

2 前項に規定する謝金の支払額は、都が定める金額とする。ただし、行政機関の職員は謝金の支給対象から除くものとする。

(運営)

第 5 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから委員の互選により選出し、会務を総括する。

3 会長に事故がある時は、あらかじめ会長の指名する構成員が、その職務を代理する。

4 会長は、必要に応じ、協議会に関係者の出席を求めることができる。

(公開)

第6条 協議会の会議、資料及び議事録は、原則として公開とする。ただし、会長の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会に関する事務は、東京都福祉局子供・子育て支援部母子健康支援課が行い、一部事務を事業者に委託できるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月21日から施行する。